

別表六(九)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(九)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 法人税額の特別控除は、資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については適用がありませんので、御注意ください。

2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に関する記載は、裏面の「中小企業者の判定」欄に記載してください。

措法第42条の5第1項各号の該当号 (旧措法第42条の5第1項各号の該当号)		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資産区分	種 類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細 目	5					
	取得年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	「17」欄 額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
「17」欄 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「00296」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額							
除 額 の 計 算							
当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11		差引当期税額基準額残額 (14) - (15)	18		円
	税 額 控 除 限 度 額 (11) × $\frac{7}{100}$	12		繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19		
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」 若しくは「13」)	13		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20		
	当期税額基準額 (13) × $\frac{20}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の④」)	21		
	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15		当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑤」)	16					
	当期税額控除額 (15) - (16)	17		法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23		
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期控除限度額	「22」欄	当期控除可能額	翌期繰越額 (24) - (25)			
平 . .							
平 . .							
平 . .							
平 . .							
計							
当期分	(12)		(15)	外			
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							